

## 条例の骨子(案) について

### 1 条例の前文について

- 各自治体の手話言語条例及び意思疎通支援条例では、条文本体（第1条、第2条、・・・）の前に「前文」が置かれている事例が多く存在する。

#### 【検討事項】

- ・前文にどのような内容を盛り込むべきか。

（参考）参議院法制局ホームページ「前文とその改正」※抜粋。下線引用者

<https://houseikyoku.sangiin.go.jp/column/column063.htm>

日本国憲法に前文が置かれていることは周知のとおりですが、法律にも、前文が置かれることがあります。前文は、条文本体の前に置かれ、その法令の制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章です。具体的な規範を定めるものではありませんが、各条文の解釈の基準となるものと言われています。前文のある法律は、教育基本法、男女共同参画社会基本法、少子化社会対策基本法など、基本法に比較的多く見受けられます。

#### ※精華町の条例における前文（案）

精華町では、誰も取り残されないすべての町民が自分らしく生活し輝けるまちを基本理念とし、障害者施策を総合的に推進している。

全ての町民が、社会、経済、文化その他のあらゆる分野における活動に参加し、心豊かに生活していくためには、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病その他の心身の機能の障害の有無によって分け隔てられることなく、豊かなコミュニケーションが図られることが重要である。

こうした中、障害者の権利に関する条約(平成26年条約第1号)において、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。と定義された。

また、障害者基本法(昭和45年法律第84号)において、全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることが求められている。

しかしながら、障害のある人にとって、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーションのための手段を選択することができる環境は十分に整えられておらず、地域社会において、日常的に不便又は不安を感じながら生活している人も少なくない現状である。ここに私たちは、手話の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備することにより、障害のある人の社会参加を促進し、全ての町民が障害の有無に関わらず、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

## 2 条例の名称について

---

<仮称>

### 精華町手話の普及及び障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例

#### 【検討事項】

- ・検討委員会において名称の決定を図る。  
(府内市町村の名称については別添「参考1」のとおり)

## 3 条文の項目

---

- 条例の条文（第1条、第2条、…）において規定する項目については、既に条例を制定した自治体では概ね以下のような事例が見られる。

#### 【検討事項】

- ・精華町の条例において特に盛り込みたい内容（上記の例以外を含む。）
- ・各項目において特に重視したい内容 など

項目	内容
目的	条例制定の目的を定める。
定義	「手話の普及」「コミュニケーション手段」「障害者」「町民」「事業者」「コミュニケーション支援者」など、条例本文において使用する用語の定義を行う。
基本理念	「手話は言語であること」「コミュニケーション手段について選択の機会・権利の尊重」など、条例の根本となる考え方について定める。 内容の一部は「前文」と重複する場合も想定される。
町の責務	「基本理念」に基づく施策の推進などを町の責務として定める。
町民の役割	条例への理解や普及、町の施策推進への協力など、町民に求める役割について定める。
事業者の役割	町民と同様に条例への理解や普及、町の施策推進への協力のほか、合理的配慮の提供など、事業者に求める責務や役割について定める。
施策の推進 (基本方針)	具体的に町や関係者が施策として推進する内容などを定める。 <ul style="list-style-type: none"><li>・手話が言語であることへの理解促進・普及啓発</li><li>・手話や多様なコミュニケーション手段の理解促進・普及啓発</li><li>・障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段の選択の機会の確保・利用環境の整備</li><li>・意思疎通支援者の養成・確保</li></ul>